香芝市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月26日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市規則第50号

香芝市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則 香芝市職員の育児休業等に関する規則(平成4年規則第4号)の一部を次のように改正する。

第20条中「非常勤職員であって、1日につき定められた勤務時間が6時間 15分以上である勤務日がある」を削る。

第22条の見出し中「請求手続」を「請求、第2項申出及び第3項変更の手続」に改め、同条第1項中「の請求」の次に「、法第19条第2項の規定による申出(以下「第2項申出」という。)及び同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)」を加え、「部分休業承認請求書」を「部分休業簿」に改め、同条に次の1項を加える。

3 任命権者は、第2項申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより第3項変更をしなければ条例第24条に規定する子の養育に著しい支障が生じるか否かを判断するため必要があると認めるときは、第3項変更をしようとする職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

附則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。